

市長、副市長の出張等に関する 取り決め事項（案）

2024.1.17現在

- ① 市長及び副市長が公務か私事に関わらず同時に出張等できる範囲は、市役所から概ね半径30km以内、又は車で概ね1時間以内とし、有事の際は直ちに帰庁し、対応がとれるようにするものとする。
- ② ①の範囲を超える出張等の場合は、市長、副市長のいずれかが①の範囲内で速やかに公務に当たれるように相互に調整するものとする。
- ③ やむを得ず、市長、副市長ともに①の範囲をこえる出張等の場合は、相互の所在を認識しておくとともに、総務部長へ行動予定を届け出し、有事の際にはいつでも連絡がとれるようにしておくものとする。



概ね30km圏内、車で1時間の範囲の市町村
 長野市、飯綱町、信濃町、須坂市、小布施町、高山村、中野市、山ノ内町、木島平村、
 野沢温泉村、栄村、津南町、妙高市、上越市